2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第九号及び第十号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号又は第四号に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　前項第二号、第三号、第五号、第九号又は第十号に掲げる申請等を行おうとする者　氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

3　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、外国人を受け入れる機関（監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）を含み、団体監理型実習実施者（同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員又は当該機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者であつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするものに限る。

一　当該機関に受け入れられている者（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に限る。）

二　前号に掲げる者のうちの公用の在留資格を決定されたものと同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者

三　第一号に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者

4　前項の外国人を受け入れる機関は、次のいずれかに該当する機関以外の機関であつて、地方出入国在留管理局長が適当と認めるものとする。

一　出入国若しくは労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない機関

二　法人である場合にあつては、その役員が禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国若しくは労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない機関

5　［略］

6　電子情報処理組織を使用して第一項第七号の申請書の提出を行つた場合については、第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定は、適用しない。

2　電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号又は第四号に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　前項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる申請等を行おうとする者　氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

［項を加える。］

3　［同上］

［項を加える。］